

# 予防技術検定模擬テスト

## — 解説付 —

### NO.155

- 〔共通〕問1 次の防火対象物のうち、自衛消防組織を設置しなければならないものを一つ選びなさい。なお、これらはいずれも消防法第8条第1項の防火対象物であるものとする。
- 地下3階、地上10階建てで、延べ面積が1万8,000m<sup>2</sup>の病院
  - 地下1階、地上20階建てで、延べ面積が2万m<sup>2</sup>の共同住宅
  - 店舗、事務所及び共同住宅からなる地上20階建てで、延べ面積2万m<sup>2</sup>の複合用途防火対象物で、1階1,000m<sup>2</sup>を店舗用途に、2~10階9,000m<sup>2</sup>を事務所用途に、11~20階1万m<sup>2</sup>を共同住宅用途に供するもの
  - 地上10階建てで延べ面積が1万m<sup>2</sup>の校舎と地上15階建てで延べ面積が8,000m<sup>2</sup>の校舎が同一敷地内に存し、それらの管理について権原を有する者が同一の者である大学

- 〔消防設備〕問1 次に掲げる機械器具、施設又は設備等のうち、消防法令上、消防法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備」に該当するものを一つ選びなさい。

- 住宅用防災警報器
- 連結送水管
- パッケージ型自動消火設備
- 特殊消防用設備等

- 〔消防設備〕問2 地下3階、地上30階、延べ面積が2万m<sup>2</sup>の防火対象物で出火した場合、放送設備は、消防法令上、出火階に応じ、階を限定して警報を発することができるものとしなければならないこととされている。下表のB欄に掲げる階は、A欄に掲げる階から出火した場合にそれに応じて限定して警報を発しなければならない階として記載したものであるが、消防法令上誤っているものが一つあるのでその番号を選びなさい。

A (出火階)	B (出火階がAの場合に、限定して警報を発すべき階)
(1) 20階	20階、21階
(2) 1階	地下3階、地下2階、地下1階、1階、2階
(3) 地下1階	地下3階、地下2階、地下1階、1階
(4) 地下2階	地下3階、地下2階、地下1階、1階

- 〔防火査察〕問1 消防法(以下「法」という。)に基づく第5条の3第1項命令等を発した場合における標識の設置等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- 複数のテナントが存する防火対象物について、一つのテナントのみに法第5条の3第1項命令を発した場合は、命令を発したテナントの出入口に標識を設置することを原則とする。なお、必要に応じて防火対象物の出入口にも設置することができる。
- 複数のテナントが存する防火対象物について、三つのテナントに法第5条の3第1項命令を発した場合は、命令を発したテナントの出入口ごとに標識を設置することを原則とする。なお、必要に応じて防火対象物の出入口にも設置することができる。
- 防火対象物全体にかかる第5条第1項命令を発した場合で、当該防火対象物の出入口が複数存する場合は、主要な出入口に標識を設置することを原則とする。なお、出入口の使用状況から判断して、一箇所の標識の設置では不十分な場合は複数設置することができる。
- 防火対象物全体にかかる第5条第1項命令を発した場合で、当該命令を発した旨を各消防本部のホームページに掲載する公示方法をとった場合は、当該防火対象物の出入口に標識を設置しないことができる。

- 〔防火査察〕問2 消防法(以下「法」という。)第4条及び第4条の2に基づく立入検査に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- 法第4条及び第4条の2に基づく立入検査を相手方が拒否等した場合については、罰則によってその実効性が担保されているのが、相手方の抵抗を排除してまで立入検査を強行することはできない。
- 法第4条及び第4条の2に基づく立入検査の実施に際しては、防火対象物台帳等を活用し、用途、規模及び防火管理者選任(解任)届出書等の各種届出の提出状況を確認するなどの事前の準備が重要である。
- 法第4条及び第4条の2に基づく立入検査の実施に際し、防火対象物の関係のある者から証票の提示請求があった場合は、証票を提示しなければならないので、立入検査に出向する際は証票を携帯する必要がある。
- 法第4条及び第4条の2に基づく立入検査は、原則として個人の住居に立ち入ることができないが、関係者の承諾を得た場合等には、個人の住居に立ち入ることができる。

- 〔危険物〕問1 次の製造所等のうち、指定数量の倍数が一定以上のものについて定期に点検をしなければならないとされているものを選びなさい。

- 屋内タンク貯蔵所

**[地方自治制度]****問1 答 (5)**

- 解説 (1) 副議長は選挙であるため、誤り。  
 (2) 監視権の説明であるため、誤り。  
 (3) 調査権の説明であるため、誤り。  
 (4) 質問答申権の説明であるため、誤り。  
 (5) 正しい。

**[人事管理]****問1 答 (1)**

- 解説 (1) 正しい。  
 (2) 錐免に該当するため、誤り。  
 (3) 失職に該当するため、誤り。  
 (4) 兼職禁止に該当するため、誤り。  
 (5) 職務専念義務等は除かれるため、誤り。

**[救急]****問1 答 (5)**

解説 消防団の活動要領については、その出場区分を定めるとともに、現場における任務を特定しておくこと。

**問2 答 (1)と(2)**

解説 改定第9版救急救命士標準テキスト上巻254ページ、255ページに記載のとおり。

- (1) 失血死の場合は、死斑出現が遅く程度も弱い。  
 (2) 死亡直前に痙攣があった人は、死後硬直の出現が早い。

**問3 答 (3)と(4)**

解説 改定第9版救急救命士標準テキスト上巻267ページから270ページに記載のとおり。

- (1) 心拍数と心収縮力の増加は  $\beta$  1作用、  
 (2) 抹消血管の収縮は  $\alpha$  1作用。  
 (5) シリンジ1本(20mL)につき1~2分かけ  
 るのが望ましい。

**[警防]****問1 答 (1)**

解説 山の急斜面が延焼中の場合や強風等で急速に延焼拡大中の場合は、非常に危険なので、消防隊を上方または風下側に部署させず、燃えた跡地や防火帯、大規模な空地等から監視させる。

**[共通]****問1 答 (4)**

解説 消防法施行令第4条の2の4の適用についての問題である。

- (1) 同条第1号のいずれにも該当しない。  
 (2) 共同住宅は、自衛消防組織設置防火対象物に該当しない。  
 (3) 複合用途防火対象物は同条第2号の対象となるが、同号イのいずれにも該当しない。  
 (4) この大学は消防法第8条第1項の防火対象物であるため政令第2条が適用される。政令第2条では、「法第8条第1項の規定の適用については、一の防火対象物とみなす。」となっており、法第8条の2の5(自衛消防組織)の適用については明示されていないが、同条が追加された時の消防庁予防課長通知(平成21年1月29日消防予第48号)1(1)②に、「第4条の2の4の適用については、法第8条の2の5の規定により、法第8条第1項の防火対象物であることが前提とされていることから、令第2条の規定が適用されるものであること。」とされており、運用解釈上は明解である。従って、これらの校舎は地上15階建てで延べ面積が1万8,000m<sup>2</sup>の一の防火対象物と見なされ、同条第1号イにより、自衛消防組織の設置が必要である。

**[消防設備]****問1 答 (3)**

解説 法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備」とは、政令第7条第1項において「消火設備、警報設備及び避難設備とする」とされており、具体的には同条第2項から第4項及び第7項に示されている設備をいう。

- (1) 住宅用防災警報器は令第5条の6第1号で定められており、法第9条の2第1項の住宅用防災機器であるが、「政令で定める消防の用に供する設備」ではなく、当然、令第7条にも掲げられていない。  
 (2) 連結送水管は、令第7条第6項で定められている「政令で定める消火活動上必要な施設」であるが、「政令で定める消防の用に供する設備」ではない。  
 (3) パッケージ型自動消火設備は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」第2条により、令第29条の4に規定する「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とされている。同設備等は、令第7条第7項により、「政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消

火活動上必要な施設」とされている。

- (4) 消防法第17条第3項の「特殊消防用設備等」は、同条第1項の「政令で定める消防の用に供する設備」ではなく、当然、令第7条にも掲げられていない。

## 問2 答 (4)

解説 規則25条の2第2項3号チ参照。

- (1) 2階以上の階で出火した場合は、出火階及びその直上階
- (2) 1階で出火した場合は、出火階、その直上階及び地階（地下1階、地下2階及び地下3階）
- (3) 地下1階で出火した場合は、出火階、その直上階（1階）及びその他の地階（地下2階と地下3階）
- (4) 地下2階で出火した場合は、出火階、その直上階（地下1階）及びその他の地階（地下3階）に限って警報を発することができるものであることとされている。（4）は1階にも警報を発することができるものであることとしているので誤り。

なお、規則25条の2第2項3号チに相当する規定は、高層建築物対策が初めて導入された際の消防法改正に付随して昭和44年（1969）3月に初めて設けられた。当初は「出火階及びその直上階に限って警報を発することもできるものであること。」と全区域に警報を発することを前提に、部分的に警報を発することもできることが求められていた。その後、昭和49年（1974）に地階に関する規定が現在のような形で追加され、さらに、平成9年（1997）の改正で、自動火災報知設備に音声警報に関する規定が設けられたのに合わせ、部分的に警報を発することを主とし、火災の発展状況に応じて全区域に自動的に警報を発するように措置されていること、と考え方が変更されている。

## 〔防火査察〕

### 問1 答 (4)

解説 (1) 「消防法の一部を改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」（消防安第107号、平成14年10月24日付け防火安全室長通知（以下「107号通知」という。））により適当。

- (2) 107号通知により適当。

- (3) 107号通知により適当。

- (4) 107号通知により、公示の趣旨から標識の設置と併せてホームページに掲載することはできるが、ホームページに掲載することで標識の設置を免除することはできないので不適当。

## 問2 答 (1)

解説 (1) 法第4条に基づく立入検査の拒否等は法第44条により罰則が定められているが、法第4条の2に基づく立入検査の拒否等は罰則が定められていないので、不適当。

- (2) 立入検査マニュアルにより適当。

- (3) 法第4条第2項及び第4条の2第2項により適当。

- (4) 法第4条第1項及び第4条の2第2項により適当。

## 〔危険物〕

### 問1 答 (3)

解説 定期点検は、原則として都道府県公安委員会等への許可等の通報を必要とする製造所等に加え、地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所並びに地下タンクを有する製造所、給油取扱所及び一般取扱所にその実施が義務付けられている。その潜在的な危険性から指定数量の倍数が100以上の屋外貯蔵所については、許可等の通報が必要とされているが、屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び販売取扱所については通報を必要とする対象とはされていない（法第14条の3の2、令第7条3、第8条の5参照）。

## 問2 答 (1)

解説 運搬容器の構造及び最大容積は、液体の危険物を収納するものにあっては規則別表第3の2に定める基準に適合するものとされている。ガソリンについては危険等級IIに区分されており、金属製容器（鋼製ドラムを除く。）にあっては、最大容積60Lのものが適合する。すなわち、金属製ドラム以外の金属製容器については、最大容積は60Lとされている。なお、専ら乗用の用に供する車両により自動車燃料ガソリンを運搬する場合の最大容積は、22Lとされている（規則第43条第1項第一号、同第2項参照）。